

令和 7 年度 浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金 — 公 募 要 領 —

1 補助金制度の目的

当補助金制度は、海外販路開拓又は海外拠点設立に向けた事業可能性調査の経費の一部を助成することにより、海外展開による事業拡大を目指す浜松市内（以下「市内」という。）の中小企業を支援し、地域産業の振興及び雇用の拡大を図ることを目的としています。

2 補助対象者

次の各号の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 市内に本社機能を有する中小企業者又は市内に本社機能を有する中小企業者 2 者以上の者で組織された共同体であること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- (4) 市内に本社等の事業所を残し、海外展開を図る計画を有すること
- (5) 海外販路開拓又は海外拠点設立を検討するものであること
- (6) 当該年度に本補助金の交付決定を受けていないこと

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者。ただし、同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を所有している、または複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を所有している場合は対象外とする。

3 補助対象事業

交付決定日から令和 8 年 2 月 28 日までの間に実施する海外販路開拓又は海外拠点設立に向けた事業化可能性調査とします。事業化可能性調査は以下のすべての要件を満たすものとします。

項目	内容
(1) 調査	補助対象者が検討する海外販路開拓又は海外拠点設立に向けた計画の実現可能性や採算性などを多角的に調査するもの
(2) 事業計画の作成	調査結果を基に海外展開に関する事業計画を作成するもの

ただし、以下の事業等は補助対象外とします。

- ・単に販売促進又は営業を目的とした事業
- ・海外拠点の設立準備等に関する事業
- ・展示会出展や仕入れ先開拓を主とした事業
- ・専門家による海外渡航費のみ申請の事業
- ・過去に本補助金の交付決定を受けている者からの申請で、テーマおよび地域が同一の事業
- ・国・地方公共団体等が実施する他の補助金事業に採択され補助金の交付を受ける事業
- ・調査対象地域で既に拠点設立または販売・サービス開始している事業
- ・調査に必要な物資を正規の方法で輸送していない事業
- ・その他、市長が不適切と判断する事業

4 補助対象経費

項目	内容
(1) 調査委託費用	国内外において実施する調査委託費用
(2) 相談費用	専門家への相談費用

(3) 通訳・翻訳費用	(1) 及び(2)の調査・相談に係る通訳・翻訳費用、テストマーケティング出展に係る通訳・翻訳費用
(4) テストマーケティング出展費用	テストマーケティング出展料、会場借上げ経費等

※すべての補助対象経費について補助金申請時においては「内容を確認できる書類（見積書・明細書など）」、事業終了後は「支払ったことが確認できる書類（領収書・振込控など）」を報告書と共に提出してください。書類がない場合、補助対象経費とならないためご注意ください。

※補助対象者の役員又は社員、役員等の4親等以内の親族、関連会社等を調査委託先、専門家等とすることは認められません。

本補助金におけるテストマーケティング出展とは、次のものをいいます。

補助事業者が自社製品を自ら借り上げた販売スペース又は第三者への委託を通じて、限定された期間内に不特定多数の人に対して試験的に販売し、顧客の反応等を測定・分析し、本格的な生産、販売活動につなげるための事業で、補助対象期間内に開始、終了するもの。

以下の経費は対象外です。

- ・通信運搬費、各種税金及び振込手数料等
- ・申請者の旅費
- ・テストマーケティング出展費用のうち、以下①～④のいずれかに該当するもの
 - ①オンラインにより行うもの
 - ②出展期間が6か月を超える常設的なもの
 - ③飲料・食品等経口摂取するもの
 - ④無料配布や展示のみを行うもの
- ・補助対象期間に支払いが完了しなかった経費
- ・その他、市長が不適切と判断する経費

5 補助金額

- ・補助対象経費（税抜）総額の2分の1以内とします。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・補助限度額は500千円です。
- ・原則として、交付決定した額が補助金の上限額になります。
- ・補助金要綱に定める上限額に達していない場合に、事業実施中や事業実施後に想定外の経費がかかったとしても補助金の増額は原則できませんので、当初の補助金申請時に、必要と見込まれる経費を漏れなく申請してください。

6 申請手続き等の概要

- (1) 申請受付先
公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
- (2) 受付期間
 - ・令和7年4月10日（木）～令和7年5月30日（金）17時まで ※必着
 - ・受付時間は月曜から金曜日の午前9時から午後5時まで ※祝日は除く
- (3) 提出書類
下記①～⑦の書類を揃え、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構へ持込み、または郵送で1部提出してください。
 - ①浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金交付申請書（第1号様式）
 - ②定款の写し、履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）、パンフレット等の会社概要が確認できるもの
 - ③直近2期分の決算書
 - ④市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し

- ⑤補助対象経費の見積書の写し
 - ⑥委託調査、相談に係る仕様書の写し（期間、調査内容、成果物を明記のこと）
 - ⑦前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- ※応募書類は浜松市のHPからダウンロードできます。

(4) 採択の決定

申請後、書類及びプレゼンテーションによる審査（6月中旬）を行い、予算の範囲内にて決定（6月下旬～7月上旬）します。

(5) 通知

採択または不採択の決定は、申請者あてに書面で通知します。採択となった方は、「浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金交付要綱」等に基づき事業を遂行してください。

(6) 追跡調査について

本補助金に採択され、補助金の交付を受けた事業者のうち、調査結果が「海外展開を進める」または「今後詳細調査に移行する」となった者は、年度終了後3年間にわたり、毎年1回、補助対象事業に基づく事業化の状況、売上げ等の経営状況について市長に報告してください。

(7) 個人情報について

申請にあたり提供いただいた個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、適正な取り扱いを致しますが、採択された場合は、事業者名、事業名、事業概要等を市のホームページで公表するほか、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行いますのでご承知おきください。

7 審査

本補助金の採択にあたっては、審査を実施します。

(1) 評価基準

- ・海外展開事業の目的、調査の目的
- ・海外展開計画の実現可能性、調査内容
- ・海外展開による地域経済への貢献度
- ・事業体制や財務の健全性 など

※審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

(2) 選考プロセス

①書類確認	提出された書類の内容確認を行います。
↓	
②審査	提出された書類をもとに事業計画等に関するプレゼンテーション（発表10分、質疑10分の計20分程度）を行って頂きます。審査は、浜松市、JETRO等で構成する審査委員会が行います。
↓	
③決定	審査委員会で評価基準に基づき総合的に判断して交付の採否を決定します。※交付にあたっては条件が付される場合もあります。

【 補助金交付決定・交付 】

浜松市 産業振興課

〒430－8652 浜松市中央区元城町 103－2
TEL : 053－457－2319 FAX : 053－457－2283
HP : <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>
E-mail : sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【 申請受付・お問い合わせ先 】

**公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
事業推進部 事業支援グループ**

〒432－8036 浜松市中央区東伊場二丁目 7 番 1 号 浜松商工会議所会館 8 階
TEL : 053－489－8111 FAX : 053－450－2100
HP : <https://www.hai.or.jp/>
E-mail : jigyo@hai.or.jp

※各種書類は公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構にご提出ください。申請内容や事業の進捗等について公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構からヒアリングをする場合があります。補助金交付決定の通知、補助金の支払い等は浜松市が実施します。